

埼玉県立総合教育センター Wi-Fi (BYODネットワーク) 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、埼玉県立総合教育センター施設利用者（以下「利用者」という。）の利便性の向上を図るために、埼玉県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「Wi-Fi (BYODネットワーク)」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 Wi-Fi (BYODネットワーク)の利用場所は、総合教育センターの施設内及び敷地内とし、利用時間は原則として8：30～17：00とする。

(無線LAN使用のための準備等)

第3条 Wi-Fi (BYODネットワーク)の利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) スマートフォンやタブレット端末等の無線LAN (Wi-Fi (BYODネットワーク)) 機能を搭載した端末
- (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
- (3) Webブラウザ等
- (4) Wi-Fi (BYODネットワーク)を利用するために接続するSSID及び、事前共有キー（パスワード）については、総合教育センターが指定したものを利用する。（必要に応じて適宜変更できるものとする）
- (5) 無線LANの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の手続)

第4条 利用者は、この規約に同意の上、前条に従いWi-Fi (BYODネットワーク)に接続後、利用者自身にて利用手順を行うものとする。

(利用者資格の停止・取消)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、総合教育センターは事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合

- (3) その他利用者として不適切と総合教育センターが判断した場合
- (4) 利用者が接続登録した後に、総合教育センターがセキュリティ管理上の観点から、SSID及びパスワードの変更設定を行った場合（なお、本号については第4条の手続を再度行うことで接続を可能とし、パスワードの変更については3カ月毎に変更するものとする。）

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 県又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
 - (2) 県又は第三者の財産もしくはプライバシーを侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
 - (3) 県又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
 - (4) 県又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのあると総合教育センターが判断する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為又はそれらのおそれのある行為
 - (7) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
 - (8) 性風俗、宗教布教活動又は政治活動に関する行為
 - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、Wi-Fi (BYODネットワーク) を通じて又はWi-Fi (BYODネットワーク) に関連して使用、送付又は提供する行為
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定若しくは不特定多数に大量の電子メールを送信又は誘導、誘発する行為
 - (11) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する又は違反するおそれのある行為
 - (12) ファイル共有ソフトウェアの使用等大量のデータを送受信する行為
 - (13) 有償、無償にかかわらず、第三者にWi-Fi (BYODネットワーク) の利用を提供することを目的とした行為
 - (14) 前各号に掲げる行為のほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は総合教育センターが不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって県、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 総合教育センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、Wi-Fi (BYODネットワーク) の運用を中止できるものとする。

- (1) Wi-Fi (BYODネットワーク)のシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、Wi-Fi (BYODネットワーク)の運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) Wi-Fi (BYODネットワーク)のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、総合教育センターがWi-Fi (BYODネットワーク)の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 Wi-Fi (BYODネットワーク)の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、総合教育センターは一切責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 Wi-Fi (BYODネットワーク)のサービスの内容及び利用者がWi-Fi (BYODネットワーク)を通じて得る情報の内容等については、総合教育センターは一切保証しないものとする。

2 Wi-Fi (BYODネットワーク)のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、Wi-Fi (BYODネットワーク)サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のスマートフォンやタブレット端末等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他Wi-Fi (BYODネットワーク)に関連して発生した利用者の損害について、総合教育センターは一切責任を負わないものとする。

3 Wi-Fi (BYODネットワーク)への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。タブレットPCの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、Wi-Fi (BYODネットワーク)を利用できない場合があっても、総合教育センターは一切責任を負わないものとする。

4 利用者がWi-Fi (BYODネットワーク)を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、総合教育センターは一切の責任を負わないものとする。

5 総合教育センターは、Wi-Fi (BYODネットワーク)の適切な利用を図るため、利用者の氏名、所属、MACアドレスの収集等を行い管理する。これにより特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 総合教育センターは、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和2年9月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。